

北上市公式Xに関する運用規定

令和8年8月1日

1 目的

この規定は、北上市公式ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に基づき、X（旧Twitter）が持つ拡散性、即時性及び速報性を活かし、市政等に関する情報を積極的に発信し、市民の利便性向上及び市政等への理解促進を図るため、北上市公式Xアカウント（以下「公式X」という。）の運用体制、投稿手続その他必要な事項を定めるものとする。

2 適用主体

- (1) 公式Xの主管課は、都市プロモーション課（以下「主管課」という。）とする。
- (2) 公式Xの運用責任者は、主管課長とする。
- (3) 公式Xの投稿者は、主管課職員及び運用責任者が定める課等の職員とする。
- (4) 運用責任者は、アカウントの適正な管理、情報セキュリティの確保及び投稿内容の最終確認について責任を負う。

3 アカウント情報

次に掲げる情報を登録するものとし、アイコン、プロフィール文及び固定ポストについては主管課が別途定めるものとする。

- (1) 表示名：北上市
- (2) ユーザーネーム：kitakami_city_
- (3) パスワード：主管課が別途定めるもの
- (4) メールアドレス：主管課が別途定めるもの

4 投稿内容

公式Xでは、次に掲げる情報を発信する。

- (1) 市政に関する情報
- (2) 防災、危機管理その他安全・安心に関する情報
- (3) イベント、観光その他市の魅力発信に関する情報
- (4) その他市民に必要な情報

5 投稿手続

- (1) 公式Xへの投稿は、原則として主管課が行うものとする。
- (2) 主管課が発信する情報は、課内で内容を確認した上で投稿するものとする。
- (3) 主管課以外の課等（以下「依頼課等」という。）が投稿を依頼する場合は、次の

手順により行うものとする。

ア 依頼課等がXの特性を考慮した原稿を作成し、依頼課等内で決裁を取る。

イ 主管課が指定する共有フォルダ等へ原稿を保存する。

ウ 主管課が内容を確認する。

エ 主管課が投稿する。

(4) 投稿内容の正確性及び内容に関する責任は、依頼課等が負うものとする。

(5) 主管課は、市全体の公式ソーシャルメディア運用の統一性及び掲載の可否を確認し、必要に応じて修正又は掲載の見送りを行うことができるものとする。

(6) 主管課は必要に応じて他の広報媒体用に作成した又は他の広報媒体に掲載した原稿を活用し投稿することができる。

6 投稿のルール

(1) 文字数:原則としてURLを含めて全角換算で140字以内とし、簡潔な表現とする。

(2) 投稿形式:原則として1投稿で完結するものとし、詳細情報は市ホームページ等へ誘導する。ただし、必要に応じてスレッド投稿(連続投稿)を行うことができる。

(3) URL:投稿できるURLは市ホームページ、国・県・他自治体等の公的機関のホームページ、これらに関連する申込フォームまたは信頼性が確認できる外部サイト等とする。なお、短縮URLは使用しない。

7 ハッシュタグ

(1) ハッシュタグは、「#北上市」及び「#kitacoming」を標準として使用するものとする。

(2) 投稿内容に応じて、イベント名、施設名、施策名その他必要なハッシュタグを追加することができる。

(3) (2)による追加できるハッシュタグの例として、「#展勝地さくらまつり」、「#北上みちのく芸能まつり」等がある。

8 リアクション機能の取扱い

(1) 公式Xにおいては、運用の公平性及び中立性を確保するため、リプライ、ダイレクトメッセージ、いいね、引用ポストその他これらに類するリアクションは、原則として行わないものとする。

(2) (1)の規定に関わらず、国、地方公共団体、警察、消防その他公的機関等が発信する情報で、公益上必要と認められる場合は、引用ポストその他必要な対応を行うことができるものとする。

9 災害時等の運用

- (1) 災害時その他緊急時は、迅速な情報発信を優先することとし、災害対策本部、災害警戒本部、危機管理課、主管課等あらかじめ指定された課等が直接投稿を行うことができる。
- (2) 災害時その他緊急時は、5(3)の投稿手続を省略することができる。

10 その他

この規定は、主管課の責任の下、適宜見直すものとする。

11 適用

この規定は、令和8年8月1日から適用する。